

## 土壤汚染対策法に基づく届出に係る調査結果について

令和2年12月4日  
技術企画課  
企業総務課

### 1 趣旨

県が発注する事業における、土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更に関する事前の届出が行われていない事案について、全庁の手続き状況を確認するための調査を実施した結果、届出が必要な事業 431 件のうち、未届事業は 262 件であった。

※土壤汚染対策法に基づく届出（法第4条第1項）

- 3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更を行う者は、知事（広島市、呉市、福山市は各市長）への届出が必要
- 土壤汚染のおそれがある場合は、知事等が土壤汚染の調査を命ずる。

### 2 調査結果の概要

（単位：件）

部局	届出が必要な事業		
		届出済事業	未届事業
健康福祉局	1	0	1
農林水産局	112	77	35
土木建築局	292	85	207
企業局	10	2	8
警察本部	3	3	0
教育委員会	13	2	11
合計	431	169	262

※調査期間：平成26年4月1日～令和2年10月31日（内訳は別紙1,2のとおり）

※広島市、呉市、福山市への届出分を含む。

※形質変更の面積の精査等により件数が変動する可能性がある。

### 3 今後の対応

- (1) 未届事業について、周辺地図等の関係資料を基に、環境県民局が先行調査を実施し、汚染のおそれの有無を1月末までに確認する。なお、万一、汚染のおそれのあることが確認された場合は、優先して届出を行い、土壤調査等の措置を実施する。
- (2) 汚染のおそれのないものは、3月までに順次届出を行う。
- (3) 再発防止に向けては、設計書等の作成におけるチェックシートの改善や、内部統制制度による継続的な事務処理のチェックを実施しており、さらに、取扱に係る通知等の見直しや、環境県民局と連携した研修による法令遵守の徹底などの再発防止策も講じていく。
- (4) 事業における届出等に係る手続を再確認し、更なる対策を検討・実施していく。

土壌汚染対策法に基づく届出に係る調査結果（届出先別）

部局	届出が必要な事業					届出済事業					未届事業				
	1	県域	政令市域			0	県域	政令市域			1	県域	政令市域		
			広島	呉	福山			広島	呉	福山			広島	呉	福山
健康福祉局	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
農林水産局	112	105	3	4	0	77	77	0	0	0	35	28	3	4	0
土木建築局	292	203	31	33	25	85	50	7	20	8	207	153	24	13	17
企業局	10 (14) ※	8	2	3	1	2	2	0	0	0	8 (12) ※	6	2	3	1
警察本部	3	0	3	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	13	6	0	0	7	2	2	0	0	0	11	4	0	0	7
合計	431	323	39	40	33	169	131	10	20	8	262	192	29	20	25

※企業局の事業は届出先が複数に跨るものがあることから、事業数と届出数は一致しない。  
上段は事業数、下段の（ ）内は届出数。

土壌汚染対策法に基づく届出に係る調査結果(未届事業)

【健康福祉局】

区分	児童福祉施設整備関係
東広島市	1
合 計	1

※ 工事については土木建築局において実施。

【農林水産局関係】

区分	林道関係	治山関係	農業・農村整備関係	合計
広島市		3		3
呉市		4		4
竹原市		2		2
三原市		4		4
尾道市			1	1
三次市			1	1
庄原市			3	3
東広島市	1	4	2	7
江田島市		1		1
北広島町	2			2
大崎上島町			3	3
世羅町	2	2		4
合 計	5	20	10	35

【土木建築局関係】

区分	道路関係	河川関係	砂防関係	港湾関係	災害関係	合計
広島市	0	1	11	1	11	24
呉市	5	0	3	0	5	13
竹原市	2	1	5	0	4	12
三原市	2	0	1	0	4	7
尾道市	8	0	1	0	1	10
福山市	13	2	1	1	0	17
府中市	6	0	0	0	0	6
三次市	3	4	7	0	1	15
庄原市	10	2	5	0	0	17
大竹市	3	1	2	0	0	6
東広島市	10	3	1	0	15	29
廿日市市	6	1	2	1	0	10
安芸高田市	5	1	1	0	0	7
江田島市	2	0	1	0	0	3
海田町	0	0	0	0	1	1
熊野町	2	0	0	0	3	5
坂町	1	0	0	0	4	5
北広島町	2	0	0	0	0	2
大崎上島町	1	0	3	0	0	4
世羅町	6	1	0	0	0	7
神石高原町	6	0	1	0	0	7
合 計	93	17	45	3	49	207

【企業局】

区分	水道関係
広島市	2
呉市	3
尾道市	1
福山市	1
東広島市	1
江田島市	1
海田町	2
大崎上島町	1
合 計	12

【教育委員会関係】

区分	学校関係
福山市	7
安芸高田市	1
海田町	1
大崎上島町	1
世羅町	1
合 計	11

※ 工事については土木建築局において実施。